

三沢市競争入札参加資格審査に係る市内業者登録認定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、三沢市建設工事等の競争入札参加者の資格審査及び選定に関する事務取扱要領第2条第2項第1号ただし書きの規定による者の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(認定要件)

第2条 市内に本店を有する者以外で市内業者として資格審査を行なうことができる者は、次の各号に掲げる事項のいずれも満たすものとする。

- (1) 市内に所在する支店又は営業所等（以下「支店等」という。）において市との契約締結について完結できなければならない。
- (2) 支店等は、法人にあっては、支店等が法人市民税を納付すべき事業所の要件を満たしていなければならない。
- (3) 支店等には事務等を執り行える事務用什器及び事務用機器が備え付けられていなければならない。
- (4) 支店等には、その所在を明らかにした看板や表札を表示し、独立した事務所として形態を整えていなければならない。
- (5) 支店等には、営業活動を行い得る人的配置がなされていて、かつ、責任者が存在し常駐していなければならない。配置人員が市外の本店等と兼務となっていて、不在の状況が頻繁となる場合や、単なる連絡員を配置している場合は、事務所として認めない。
- (6) 支店等とは、電話、郵便、ファクシミリ等により、常に連絡を取ることができなければならない。
- (7) 建設工事業者登録にあっては、事務所に建設業法で定める専任の技術者が常駐していなければならない。
- (8) 物品製造等（製造・売買・修繕・印刷・委託・賃貸借等）業者登録にあっては、事務所に営業活動を行い得る駐在社員（責任者において営業活動を行う場合にあつては責任者とする。）が配置され、かつ、責任者が駐在していなければならない。

(実態調査)

第3条 市長は、前条の要件を満たしているかどうか確認するため、必要に応じ、随時実態調査を行うことができる。

- 2 実態調査は、入札参加者資格申請時に市に提出されている入札参加者資格審査申請書等に基づき、現場確認、書類確認等の方法で行うものとする。
- 3 市長は、第1項の実態調査にあたり相手方に対し、説明、資料の閲覧又は提出その

他必要な協力を求めることができる。

- 4 第1項の実態調査に協力しない業者については、前条の認定要件を満たしていないものとみなす。

(認定の変更等)

- 第4条 市長は、前条の調査の結果、この基準を満たさないことが明らかになった場合は、認定の区分を変更することができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この基準は令和元年11月20日から施行し、令和2年度競争入札参加資格審査申請書受付分から適用する。